

# 群馬労働局の取組 トピックス(令和8年2月25日配信)



- ① 女性活躍推進法に基づく情報公表について
- ② 群馬県特定最低賃金が令和8年1月1日から改正されました!



発信者 群馬労働局雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ① 女性活躍推進法に基づく情報公表について

**女性活躍推進法**において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する数値目標を定めた「**一般事業主行動計画**」の策定、策定した旨の届出の他、**女性の活躍に関する情報公表**が義務とされています（100人以下の事業主は努力義務）。

### 1. 何を公表するの？

- **常時雇用する労働者数301人以上の事業主**
  - ・・・下表①から「**男女の賃金の差異**」を含めた2項目以上、②から1項目以上を選択し、3項目以上を公表。
- **常時雇用する労働者数300人以下の事業主**
  - ・・・下表①と②の全項目から1項目以上選択して公表。

情報公表項目や、各項目の算出方法等の詳細はこちらのパンフレットをご覧ください！



「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！」  
厚生労働省HPに掲載（令和6年11月作成版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001366780.pdf>

### ① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績
- ・**男女の賃金の差異（全・正・パ有）**

### ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

### 2. どこに公表するの？

厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページ等インターネットの利用などにより、学生をはじめとした求職者等が容易に閲覧できるような形で公表してください。

情報公表の内容については、おおむね年1回以上更新し、いつの情報なのか分かるよう更新時点を明記してください

### ● 女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



### 3. 令和8年4月1日より情報公表の義務が拡大されます！

令和8年4月1日以降は、**常時雇用する労働者101人以上の企業**に対し、「**男女の賃金の差異**」、「**管理職に占める女性労働者の割合**」の公表が義務化されます（令和8年4月1日以降、最初に終了する事業年度の情報公表から適用）。

詳細は、厚生労働省HP内、女性活躍推進法特集ページにあるパンフレット（「改正女性活躍推進法等のポイント」）をご覧ください。→【<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>】

②群馬県特定最低賃金が令和8年1月1日から改正されました！

群馬県で働くすべての労働者に適用されます！

# 群馬県の最低賃金



## 地域別最低賃金

### 群馬県最低賃金

令和8年3月1日から

1,063円 時間額

## 特定最低賃金

### 製鋼・鉄素形材製造業

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

令和8年1月1日から

1,131円 時間額

### 一般機械器具製造業

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

令和8年1月1日から

1,120円 時間額

### 電気機械器具製造業

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

### 輸送用機械器具製造業

最低賃金とは？

2つ以上の最低賃金の適用を受ける場合は最低賃金額の高いものが適用されます。最低賃金の対象となる賃金は、割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除外した賃金です。派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金、特定最低賃金が適用されます。



厚生労働省 群馬労働局 賃金室

お問い合わせ 027-896-4737

詳しくはこちら

